

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号)(第一条関係)	1
○投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令(平成十年政令第二百三十五号)(第二条関係)	8
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第八十二号)(第三条関係)	11
○国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)(第四条関係)	13
○地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)(第五条関係)	15
○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)(第六条関係)	18
○国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令(平成十五年政令第四百三十九号)(第七条関係)	19
○年金積立金管理運用独立行政法人法施行令(平成十六年政令第三百六十六号)(第八条関係)	21
○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令(平成二十年政令第三百十四号)(第九条関係)	23
○郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第二百三十五号)(附則第二項関係)	24

○産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（事業再生から除外する手続）  
 第一条 産業競争力強化法（第六条第十四号、第十条第十四号及び第十九条第十三号を除き、以下「法」という。）第二条第二十項の政令で定める法律は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）とする。

（事業再生から除外する手続）  
 第一条 産業競争力強化法（第六条第十四号、第十条第十四号及び第十九条第十三号を除き、以下「法」という。）第二条第十九項の政令で定める法律は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）とする。

（中小企業者の範囲）

（中小企業者の範囲）

第二条 法第二条第二十三項第五号の政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数、次の表のとおりとする。

第二条 法第二条第二十二項第五号の政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数、次の表のとおりとする。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報	三億円	三百人

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報	三億円	三百人

	処理サービス業		
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第二十三項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第二十三項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

(特定信用状の発行に係る金融機関)

第三条 法第二条第三十四項の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

第四条〜第六条 (略)

(認定事業適応関連措置)

第七条 法第二十一条の二十四第一項第一号の政令で定める措置は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減を行うために必要な投資(研究開発、情報技術を活用するために必要な投資、生産工程効率化等設備(法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。))の導入又は産業競争力基盤強化商品(法第二条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品をいう。))の生産及び販売に該当するものを除く。)であつて、その

	処理サービス業		
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第二十二項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第二十二項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

(特定信用状の発行に係る金融機関)

第三条 法第二条第三十二項の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

第四条〜第六条 (略)

(認定事業適応関連措置)

第七条 法第二十一条の十七第一項第一号の政令で定める措置は、次に掲げる措置(研究開発、情報技術を活用するために必要な投資又は生産工程効率化等設備(法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。))若しくは需要開拓商品生産設備(法第二条第十四項に規定する需要開拓商品生産設備をいう。))の導入に該当するものを除く。)であつて、その実施に長期資金(資金需要の期間が五年以上の資金をいう。第十六条

実施に長期資金（資金需要の期間が五年以上の資金をいう。第十六条において同じ。）の借入れを必要とするものとする。

（削る）

（削る）

（事業適応促進円滑化業務に係る株式会社日本政策金融公庫法施行令の適用）

第八条 事業適応促進円滑化業務（法第二十一条の二十四第一項に規定する事業適応促進円滑化業務をいう。）が行われる場合には、株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第三十条第一項中「法第五十九条第一項」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」と、同令第三十一条第一項各号及び第二項中「法第五十九条第一項」とあるのは「産業競争力強化法第二十一条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」とする。

（事業適応促進業務に係る指定金融機関）

第九条 法第二十一条の二十六第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一 一十一（略）

（事業適応促進業務に係る指定金融機関の指定の基準となる法

において同じ。）の借入れを必要とするものとする。

一 予見し難い経済社会情勢の変化に対応するために必要な投資

二 エネルギーの利用による環境への負荷の低減を行うために必要な投資

（事業適応促進円滑化業務に係る株式会社日本政策金融公庫法施行令の適用）

第八条 事業適応促進円滑化業務（法第二十一条の十七第一項に規定する事業適応促進円滑化業務をいう。）が行われる場合には、株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第三十条第一項中「法第五十九条第一項」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」と、同令第三十一条第一項各号及び第二項中「法第五十九条第一項」とあるのは「産業競争力強化法第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」とする。

（事業適応促進業務に係る指定金融機関）

第九条 法第二十一条の十九第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一 一十一（略）

（事業適応促進業務に係る指定金融機関の指定の基準となる法

律)

第十条 法第二十一条の二十六第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〜十四 (略)

(事業適応促進業務に係る指定金融機関の指定等に関する内閣総理大臣等への通知)

第十一条 主務大臣は、法第二十一条の二十六第一項の規定による指定、法第二十一条の二十八第一項の認可、同条第二項若しくは法第二十一条の三十一の規定による命令若しくは法第二十一条の三十三第一項若しくは第二項の規定による指定の取消し(以下この条において「処分」と総称する。)をしたとき、又は法第二十一条の三十二第一項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を、当該処分を受け、又は当該届出を行った指定金融機関(法第二十一条の二十六第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。)が次の各号に掲げるものである場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一〜五 (略)

第十二条 (略)

(認定事業者が行う株式等売渡請求について会社法の規定を適用する場合の技術的読替え)

第十三条 (略)

律)

第十条 法第二十一条の十九第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〜十四 (略)

(事業適応促進業務に係る指定金融機関の指定等に関する内閣総理大臣等への通知)

第十一条 主務大臣は、法第二十一条の十九第一項の規定による指定、法第二十一条の二十四の規定による命令若しくは法第二十一条の二十六第一項若しくは第二項の規定による指定の取消し(以下この条において「処分」と総称する。)をしたとき、又は法第二十一条の二十五第一項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を、当該処分を受け、又は当該届出を行った指定金融機関(法第二十一条の十九第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。)が次の各号に掲げるものである場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一〜五 (略)

第十二条 (略)

(認定事業再編事業者が行う株式等売渡請求について会社法の規定を適用する場合の技術的読替え)

第十三条 法第二十八条第五項の規定により会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定を適用する場合における同項の規定に

(認定事業者)である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分について会社法の規定を適用する場合の技術的読替え)

第十四条 (略)

(認定事業者)である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分について会社法の規定を準用する場合の技術的読替え)

第十五条 (略)

(事業再編促進円滑化業務の対象となる事業再編のための措置

第十六条 法第三十五条第一項第一号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 (略)
- 二 生産性向上設備等(法第二条第十九項に規定する生産性向上設備等をいう。)の導入と併せて行う事業再編(同条第十

よる同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。  
(表略)

(認定事業再編事業者)である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分について会社法の規定を適用する場合の技術的読替え)

第十四条 法第三十条第一項の規定により会社法の規定を適用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。  
(表略)

(認定事業再編事業者)である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分について会社法の規定を準用する場合の技術的読替え)

第十五条 法第三十条第三項の規定により会社法の規定を準用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。  
(表略)

(認定事業再編関連措置)

第十六条 法第三十五条第一項の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 (略)
- 二 生産性向上設備等(法第二条第十八項に規定する生産性向上設備等をいう。)の導入と併せて行う事業再編(同条第十

七項に規定する事業再編をいう。第三十五条第一項第二号において同じ。)のための措置であつて、その実施に長期資金の借入れを必要とするもの(前号に掲げるものを除く。)

第十七条〜第二十四条 (略)

(機構による支援決定)

第二十五条 法第百八条第二項ただし書の政令で定める出資は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 (略)

二 その額(株式会社産業革新投資機構(以下「機構」という。))が当該直接資金供給(法第九十五条第一項第四号に規定する直接資金供給をいう。)の対象となる事業者に対し、当該直接資金供給に係る特定事業活動(法第二十七条に規定する特定事業活動をいう。)に関して既に出資(法第百八条第二項ただし書の規定により経済産業大臣に意見を述べる機会を与えないで決定したものに限る。次号において同じ。)を行った場合にあつては、その既に行った出資の額とその行おうとする出資の額との合計額)が十億円を超えないものであること。

三 (略)

(評価委員の任命及び機構が譲受けを行う特定株式の評価等)

第二十六条 法第百十二条第三項の評価委員(次項及び第二十八条第一項において単に「評価委員」という。)は、次に掲げる者につき経済産業大臣が任命する。

七項に規定する事業再編をいう。第三十五条第一項第二号において同じ。)のための措置であつて、その実施に長期資金の借入れを必要とするもの(前号に掲げるものを除く。)

第十七条〜第二十四条 (略)

(機構による支援決定)

第二十五条 法第百八条第二項ただし書の政令で定める出資は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 (略)

二 その額(株式会社産業革新投資機構(以下「機構」という。))が当該直接資金供給(法第九十五条第一項第四号に規定する直接資金供給をいう。)の対象となる事業者に対し、当該直接資金供給に係る特定事業活動(法第二十五条に規定する特定事業活動をいう。)に関して既に出資(法第百八条第二項ただし書の規定により経済産業大臣に意見を述べる機会を与えないで決定したものに限る。次号において同じ。)を行った場合にあつては、その既に行った出資の額とその行おうとする出資の額との合計額)が十億円を超えないものであること。

三 (略)

(評価委員の任命及び機構が譲受けを行う特定株式の評価等)

第二十六条 法第百十二条第三項の評価委員(次項及び第二十八条第一項において単に「評価委員」という。)は、次に掲げる者につき経済産業大臣が任命する。

一・二 (略)

三 対象会社（機構が法第百十二条第一項の規定により譲受けを行い、又は法第百十四条第一項の規定により譲渡を行うとする法第百十一条に規定する特定株式に係る法第二条第二十九項に規定する特定政府出資会社をいう。第三項及び第二十八條第二項において同じ。）の設立を認可した大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関たる各省（当該大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、内閣府。第三項及び第二十八條第二項において「担当府省」という。）の職員 一人

四・五 (略)

2・3 (略)

第二十七條〜第二十九條 (略)

第三十條 (略)

2 前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた創業者である中小企業者（法第二条第三十一項第五号に掲げる創業者を含む。）が特定法人である場合における保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第三十一條〜第三十五條 (略)

一・二 (略)

三 対象会社（機構が法第百十二条第一項の規定により譲受けを行い、又は法第百十四条第一項の規定により譲渡を行うとする法第百十一条に規定する特定株式に係る法第二条第二十七項に規定する特定政府出資会社をいう。第三項及び第二十八條第二項において同じ。）の設立を認可した大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関たる各省（当該大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、内閣府。第三項及び第二十八條第二項において「担当府省」という。）の職員 一人

四・五 (略)

2・3 (略)

第二十七條〜第二十九條 (略)

第三十條 (略)

2 前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた創業者である中小企業者（法第二条第二十九項第五号に掲げる創業者を含む。）が特定法人である場合における保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第三十一條〜第三十五條 (略)

改正案	現行
<p>（外国法人から除かれる者の範囲）</p> <p>第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める者は、外国法人のうち、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 本邦法人又は本邦人（以下この条において「本邦法人等」という。）により総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有されている者その他本邦法人等により財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（次項において「意思決定機関」という。）を支配されている者として経済産業省令で定めるもの（以下この条において「子法人等」という。）</p> <p>二 本邦法人等又は子法人等との間の売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の五十以上である者その他本邦法人等又は子法人等が出資、役員その他これに準ずる役員への本邦法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者として経済産業省令で定めるもの</p> <p>2  本邦法人等及び子法人等又は子法人等が他の者の意思決定機関を支配している場合における当該他の者は、その本邦法人等</p>	<p>（新設）</p>

の子法人等とみなして、この条の規定を適用する。

(指定有価証券)

第二条 法第三条第一項第三号の事業者の資金調達に資するものとして政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 十三 (略)

(付随事業)

第三条 法第三条第一項第十号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 | 前項第一号又は第三号に掲げる事業に係る同項第一号に規定

(指定有価証券)

第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号。以下「法」という。)第三条第一項第三号の事業者の資金調達に資するものとして政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 十三 (略)

(付随事業)

第二条 法第三条第一項第十号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項の事業者が発行し、又は所有する約束手形(金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げるものを除く。)

の取得及び保有を行う事業

二 譲渡性預金証書の取得及び保有を行う事業

三 第一号に規定する約束手形若しくは前条第一号から第三号まで、第八号若しくは第十一号に掲げる有価証券(同条第八号に規定する投資証券及び新投資口予約権証券を除く。)に表示されるべき権利又は法第三条第一項第四号の金銭債権に係る担保権の目的である不動産(担保権の目的が土地である場合にあつては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあつては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。)及び動産の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業

(新設)

する約束手形又は同項第三号に規定する有価証券には、第一条に規定する者については、これらに類似するものであつて外国の法令に準拠するものを含むものとする。

第四条・第五条 (略)

第三条・第四条 (略)

改正案	現行
<p>附則 第一条～第十四条（略）</p> <p>（新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限）</p> <p>第十五条 経済産業大臣及び財務大臣は、法附則第十三条の六第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知は、法附則第八条の十に規定する業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表の提出があつた日から一月以内にするものとする。</p> <p>3 機構は、第一項の規定による通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>（新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る経過業務に係る納付金の帰属する会計）</p> <p>第十六条 法附則第十三条の六第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。</p>	<p>附則 第一条～第十四条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>



改正案	現行
<p>第二章 組合及び連合会</p> <p>第五条の三（第九条の二）（略）</p> <p>（厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用）</p> <p>第九条の三 厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付の支払上の余裕金（以下「厚生年金保険給付積立金等」という。）の運用は、次に掲げる方法により行われなければならない。</p> <p>一 次に掲げる有価証券若しくは有価証券とみなされる権利又はこれらに係る標準物（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び第三項において「標準物」という。）の売買（デリバティブ取引（同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第九号において同じ。）に該当するものについては、この号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（当該投資事業有限責任組合契約において営むことを約する</p>	<p>第二章 組合及び連合会</p> <p>第五条の三（第九条の二）（略）</p> <p>（厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用）</p> <p>第九条の三 厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付の支払上の余裕金（以下「厚生年金保険給付積立金等」という。）の運用は、次に掲げる方法により行われなければならない。</p> <p>一 次に掲げる有価証券若しくは有価証券とみなされる権利又はこれらに係る標準物（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び第三項において「標準物」という。）の売買（デリバティブ取引（同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第九号において同じ。）に該当するものについては、この号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（当該投資事業有限責任組合契約において営むことを約する</p>

事業において取得し、又は保有する(1)から(4)までに掲げるものについて、当該投資事業有限責任組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。)に基づく権利(同法第二条第二項に規定する有限責任組合員として有するものに限る。)に係るものに限る。以下このハにおいて同じ。  
( )及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利(同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。)であつて、同項の規定により有価証券とみなされるもの

- (1) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第一号に規定する株式会社の設定に際して発行する株式並びに合同会社及び企業組合の設定に際しての持分
- (2) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第二号に規定する株式会社の発行する株式及び新株予約権並びに合同会社及び企業組合の持分

(3)・(4) (略)  
二〇十 (略)  
二〇五 (略)

第九条の四〇第十条 (略)

事業において取得し、又は保有する(1)から(4)までに掲げるものについて、当該投資事業有限責任組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。)に基づく権利(同法第二条第二項に規定する有限責任組合員として有するものに限る。)に係るものに限る。以下このハにおいて同じ。  
( )及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利(同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。)であつて、同項の規定により有価証券とみなされるもの

- (1) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第一号に規定する株式会社の設定に際して発行する株式及び企業組合の設定に際しての持分
- (2) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第二号に規定する株式会社の発行する株式及び新株予約権並びに企業組合の持分

(3)・(4) (略)  
二〇十 (略)  
二〇五 (略)

第九条の四〇第十条 (略)

改正案	現行
<p>第二章 組合及び連合会</p> <p>第一節 組合</p> <p>第六条（第十六条）（略）</p> <p>（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）</p> <p>第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 次に掲げる有価証券若しくは有価証券とみなされる権利又はこれらに係る標準物（金融商品取引法第二十四条第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び次項において「標準物」という。）の売買（デリバティブ取引（同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第九号において同じ。）に該当するものについては、この号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p>	<p>第二章 組合及び連合会</p> <p>第一節 組合</p> <p>第六条（第十六条）（略）</p> <p>（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）</p> <p>第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 次に掲げる有価証券若しくは有価証券とみなされる権利又はこれらに係る標準物（金融商品取引法第二十四条第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び次項において「標準物」という。）の売買（デリバティブ取引（同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第九号において同じ。）に該当するものについては、この号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p>

ハ 金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（当該投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において取得し、又は保有する(1)から(4)までに掲げるものについて、当該投資事業有限責任組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）に基づく権利（同法第二条第二項に規定する有限責任組合員として有するものに限る。）に係るものに限る。以下このハにおいて同じ。）及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利（同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。）であつて、同項の規定により有価証券とみなされるもの

(1) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第一号に規定する株式会社

並びに合同会社及び企業組合の設立に際して発行する株式並びに合同会社及び企業組合の持分

(2) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第二号に規定する株式

及び新株予約権並びに合同会社及び企業組合の持分

(3)・(4) (略)

二〇四 (略)

第十六条の三・第十七条 (略)

第二節 市町村連合会

ハ 金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（当該投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において取得し、又は保有する(1)から(4)までに掲げるものについて、当該投資事業有限責任組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）に基づく権利（同法第二条第二項に規定する有限責任組合員として有するものに限る。）に係るものに限る。以下このハにおいて同じ。）及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利（同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。）であつて、同項の規定により有価証券とみなされるもの

(1) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第一号に規定する株式会社

及び企業組合の設立に際して発行する株式並びに企業組合の持分

(2) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第二号に規定する株式

及び新株予約権並びに企業組合の持分

(3)・(4) (略)

二〇四 (略)

第十六条の三・第十七条 (略)

第二節 市町村連合会

第十七条の二〇第二十条（略）

第三節 地方公務員共済組合連合会

第二十一条〇第二十一条の三（略）

第十七条の二〇第二十条（略）

第三節 地方公務員共済組合連合会

第二十一条〇第二十一条の三（略）

○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

別表第一（第二十一条―第二十四条関係）

(略)	独立行政法人工業所有権情報・研修館	(略)	一
(略)	独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一十号）第十三条第一項	(略)	二
(略)	経済産業省令	(略)	三
(略)	同条第三項	(略)	四
(略)	特許特別会計	(略)	五

現行

別表第一（第二十一条―第二十四条関係）

(略)	独立行政法人工業所有権情報・研修館	(略)	一
(略)	独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一十号）第十二条第一項	(略)	二
(略)	経済産業省令	(略)	三
(略)	同条第三項	(略)	四
(略)	特許特別会計	(略)	五

改正案	現行
<p>第三章 運用の方法</p> <p>（運用の対象となる有価証券）</p> <p>第七条 法第二十六条第一号の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（イからニまでに掲げるものの取得及び保有をすることを営むことを約する投資事業有限責任組合契約であつて、当該イからニまでに掲げるものの銘柄を特定しているものを除く。）に基づく権利（同法第二条第二項の有限責任組合員として有するものに限る。）に係るものに限る。以下この号において同じ。）及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利（同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。）であつて、同項の規定により有価証券とみなされるもの</p> <p>イ 株式会社設立の際して発行する株式並びに合同会社及び企業組合の設立に際しての持分</p> <p>ロ 株式会社の発行する株式及び新株予約権並びに合同会社及び企業組合の持分</p> <p>ハ・ニ （略）</p>	<p>第三章 運用の方法</p> <p>（運用の対象となる有価証券）</p> <p>第七条 法第二十六条第一号の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（イからニまでに掲げるものの取得及び保有をすることを営むことを約する投資事業有限責任組合契約であつて、当該イからニまでに掲げるものの銘柄を特定しているものを除く。）に基づく権利（同法第二条第二項の有限責任組合員として有するものに限る。）に係るものに限る。以下この号において同じ。）及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利（同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。）であつて、同項の規定により有価証券とみなされるもの</p> <p>イ 株式会社の設立に際して発行する株式及び企業組合の設立に際しての持分</p> <p>ロ 株式会社の発行する株式及び新株予約権並びに企業組合の持分</p> <p>ハ・ニ （略）</p>

四 (略)  
2 (略)

第八条～第十二条 (略)

四 (略)  
2 (略)

第八条～第十二条 (略)

改正案	現行
<p>第一条（第九条）（略）</p> <p>（運用の対象となる有価証券）</p> <p>第十条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める有価証券は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（当該投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において取得し、又は保有するイからニまでに掲げるものについて、当該投資事業有限責任組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）に基づく権利（同法第二条第二項に規定する有限責任組合員として有するものに限る。）に係るものに限る。以下この号において同じ。）及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利（同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。）であつて、同項の規定により有価証券とみなされるもの</p> <p>イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第一号に規定する株式会社設立に際して発行する株式並びに合同会社及び企業組合の設立に際しての持分</p> <p>ロ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第</p>	<p>第一条（第九条）（略）</p> <p>（運用の対象となる有価証券）</p> <p>第十条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める有価証券は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（当該投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において取得し、又は保有するイからニまでに掲げるものについて、当該投資事業有限責任組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）に基づく権利（同法第二条第二項に規定する有限責任組合員として有するものに限る。）に係るものに限る。以下この号において同じ。）及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利（同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。）であつて、同項の規定により有価証券とみなされるもの</p> <p>イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第一号に規定する株式会社設立に際して発行する株式及び企業組合の設立に際しての持分</p> <p>ロ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第</p>

二号に規定する株式会社等の発行する株式及び新株予約権並びに合同会社及び企業組合の持分

八・二 (略)

四 (略)

2 (略)

第十一条〜第十九条 (略)

二号に規定する株式会社等の発行する株式及び新株予約権並びに企業組合の持分

八・二 (略)

四 (略)

2 (略)

第十一条〜第十九条 (略)



○郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 第一条〜第十九条（略）</p> <p>（輸出入取引法施行令等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十条 旧郵便貯金は、第三十条、第三十九条、第四十条、第四十六条、第五十六条、第七十二条及び第七十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。</p> <p>一〜十（略）</p> <p>十一 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令第五条第一号</p> <p>十二・十三（略）</p> <p>第二十一条〜第四十一条（略）</p>	<p>附則 第一条〜第十九条（略）</p> <p>（輸出入取引法施行令等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十条 旧郵便貯金は、第三十条、第三十九条、第四十条、第四十六条、第五十六条、第七十二条及び第七十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。</p> <p>一〜十（略）</p> <p>十一 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令第四条第一号</p> <p>十二・十三（略）</p> <p>第二十一条〜第四十一条（略）</p>